令和９年度税財政等に関する提案（要旨）

地方の財源確保を前提とした税制抜本改革の推進等

飲食料品に係る消費税率の臨時的な引下げに当たっては、地方消費税の減収全額を補塡した上で、必要な地方交付税総額を確実に確保するとともに、自動車税・軽自動車税環境性能割の廃止及び軽油引取税・地方揮発油税の当分の間税率の廃止に伴う地方の減収に対しては、代替となる恒久財源を早急に確保し、それまでの間も地方の財政運営等に支障が生じないよう必要な財源を確実に措置するなど、責任ある議論を丁寧に進めるほか、以下についての対応を強く求める。

① 自動車関係諸税の見直し

今後の自動車税及び軽自動車税のあり方の検討に当たっては、令和 10 年度から導入される電気自動車の乗用車に対する車両重量に応じた課税方式を含め、地方の財政需要に対応した税源を安定的に確保できるよう、課税趣旨を適切に踏まえ、電気自動車等を含むすべてのパワートレイン間で公平・普遍で簡素な税体系の構築について、令和９年度税制改正において確実に結論を得ること。

② 税源の偏在性が小さく税収が安定的な地方税体系の構築

令和８年度与党税制改正大綱に取り上げられたとおり、財政力格差や行政サービスの地域間格差は主に地方税源の偏在によって生じているとの分析がなされる中、骨太方針 2026 においても、同大綱に沿った具体的な取組を講ずる方針が示されたことから、都市も地方もお互いに支え合うという基本的考えに立ち、税源の偏在性が小さく税収が安定的な地方税体系の構築に向け同大綱で示された具体的な取組を確実に講ずること。

（注）東京都からは、令和８年度与党税制改正大綱で示された取組は講じるべきではないとの反対意見があった。

③ 就業者負担軽減支援金の円滑な実施に係る地方への配慮

就業者負担軽減支援金は、全国一律で実施する国策であることから、国が中心となって役割を果たすこととし、制度設計や事務執行に当たっては、市町村の意見を十分に反映し、事務負担の最小化を徹底したシンプルかつ効率的な仕組みとすること。

また、同支援金に係る地方負担額の全額を地方財政計画の歳出に計上し、一般財源総額を増額確保するとともに、基準財政需要額への全額算入を確実に行うこと。

併せて、更なる制度の具体化に向けて、費用の負担割合や国と地方の役割分担等について、地方三団体と検討スケジュールを早期に共有し、十分な時間的余裕を確保した上で、対等な立場で丁寧に協議を行うこと。

さらに、国が前面に立って市町村を支援し、必要な情報を適時に示すとともに、十分な準備期間を確保すること。また、令和 11 年度の本格導入に向けた事務負担軽減策と工程表を明示し、着実に実施するとともに、特に同年４月の支給については、年度替わりの市町村の事務負担に十分配慮すること。

加えて、国と地方の役割分担については、固定化することなく、「給付付き税額控除」の在るべき姿を見据えながら、国の役割を拡大する方向で、継続して丁寧に協議を行うこと。

令和8年11月4日

全国知事会　地方税財政常任委員会委員長
宮崎県知事　河野　俊嗣

令和９年度税財政等に関する提案（ポイント）

１　地方一般財源総額の確保・充実等

① 地方一般財源総額の増額確保･充実

・社会保障関係費の増加に加え、物価高や民間の賃上げ等が進む中で公共事業や施設管理・行政サービス等において求められる価格転嫁、金利上昇の影響、人件費の増加といった避けることのできない歳出の増加に対応するとともに、地方が責任を持って地方創生・地域未来戦略の推進、人口減少対策、脱炭素化、デジタル化、国土強靱化、インフラ・公共施設の老朽化対策などの重要課題に対応しつつ、安定的な行政サービスを提供していくため、令和９年度においても、「地方創生推進費」や「地域社会再生事業費」などを含め、増加する経費を地方財政計画の歳出に確実に計上し、必要となる地方交付税等の一般財源について増額確保し、充実すること。

・就業者負担軽減支援金に係る地方負担額の全額を地方財政計画の歳出に計上し、一般財源総額を増額確保するとともに、基準財政需要額への全額算入を確実に行うこと。

・補正予算については真に緊急性の高いものに限定し、恒常的な施策は当初予算で措置する国の予算編成の見直しに当たっては、必要な事業量を確保するとともに、地方の財政運営と円滑な事業執行に支障が生じないよう必要十分な地方財政措置を講ずること。

② 社会保障に係る地方財源の確保

・地方消費税を含む消費税は、地方交付税原資分も含めるとその約４割が地方の財源であり、年金、高齢者医療、介護、子育てといった諸施策を支える極めて重要な財源となっていることから、将来世代に負担を残すことなく恒久的な財源を確保することの重要性を踏まえ、地方に負担を転嫁するような制度改正等を行わないこと。

・飲食料品に係る消費税率の臨時的な引下げに当たっては、地方消費税の減収額全額を地方特例交付金により補塡するとともに、各年度において必要となる地方交付税総額を確実に確保すること。また、農林漁業者、食品事業者及び外食産業等への影響を十分に把握し、大綱に示された支援策を確実に実施するとともに、実情に応じて必要な支援を機動的に講ずること。

③ 強靱な国土づくり等に係る地方財源の確保

・「第１次国土強靱化実施中期計画」に基づき、取組の加速化・深化を図るために必要な予算・財源については、当初予算を含め、別枠で確保するとともに、資材価格の高騰や賃金水準の上昇を踏まえた規模にすること。

・令和８年度末に期限を迎える「公共施設等適正管理推進事業債」については、期間を延長するとともに、地方の実情を踏まえ、財政負担の一層の軽減・平準化に向け、より弾力的で柔軟な運用や拡充等を検討すること。

④ 公立病院等の経営安定化支援

・物価高が続く中、極めて厳しい経営環境にある公立病院等について、医師・看護師不足や不採算地区など条件不利地域を含むすべての地域において必要な医療を安定的に提供できるよう、消費税負担の増加への対応や、繰出金等に対する地方財政措置の拡充を行うこと。

２　人口減少対策及び地方創生・地域未来戦略の強力な推進のための財源確保等

① 子ども･子育て政策の強化のための安定的な財源確保

・子ども・子育て支援施策の実施に当たっては、地域間格差が生じることのないよう、ナショナルスタンダードとしての子育て支援の在り方について地方と丁寧に協議を行い、物価高にも対応した十分な予算を確保するとともに、地方負担分も含めて国の責任において必要な財源を確実に確保すること。

・いわゆる教育無償化の実施に係る安定財源の確保については、代替となる恒久財源を確実かつ早急に確保するとともに、それが実現するまでの間、地方負担が増加することのないよう国の責任において確実に財源を措置すること。

② 地方創生・地域未来戦略の推進等のための財源確保

・地方創生・地域未来戦略を推進するため、「地方創生推進費」や「地域デジタル社会推進費」、「地域未来基金費」といった経費を更に拡充し、地方の安定的な財政運営に必要な地方一般財源を十分に確保すること。
・地域未来交付金については、地方の意見等を十分に踏まえ、使途拡大や運用の更なる改善、予算枠の確保・充実等を図ること。

3 税制抜本改革の推進等

① 自動車関係諸税の見直し

・今後の自動車税及び軽自動車税のあり方の検討に当たっては、令和 10 年度から導入される電気自動車の乗用車に対する車両重量に応じた課税方式を含め、地方の財政需要に対応した税源を安定的に確保できるよう、課税趣旨を適切に踏まえ、電気自動車等を含むすべてのパワートレイン間で公平・普遍で簡素な税体系の構築について、令和９年度税制改正において確実に結論を得ること。
・環境性能割の廃止に伴う地方の減収に対しては、代替となる安定的な恒久財源を確実かつ早急に確保するとともに、それが実現するまでの間についても、国の責任において確実に財源を措置すること。
・軽油引取税・地方揮発油税の当分の間税率の廃止に伴う地方の減収に対しては、代替の恒久財源を確実に措置するなど、将来世代への負担にも十分配慮の上、国・地方を通じた安定的な財源を確実かつ早急に確保することとし、安定的な恒久財源の確保が完成するまでの間についても、地方の財政運営及びインフラ整備に支障が生じないよう確実に財源を措置すること。

② 税源の偏在性が小さく税収が安定的な地方税体系の構築

・令和８年度与党税制改正大綱に取り上げられたとおり、財政力格差や行政サービスの地域間格差は主に地方税源の偏在によって生じているとの分析がなされる中、骨太方針 2026 においても、同大綱に沿った具体的な取組を講ずる方針が示されたことから、都市も地方もお互いに支え合うという基本的考えに立ち、税源の偏在性が小さく税収が安定的な地方税体系の構築に向け同大綱で示された具体的な取組を確実に講ずること。

（注）東京都からは、令和８年度与党税制改正大綱で示された取組は講じるべきではないとの反対意見があった。

③ 就業者負担軽減支援金の円滑な実施に係る地方への配慮

・就業者負担軽減支援金は、全国一律で実施する国策であることから、国が中心となって役割を果たすこととし、制度設計や事務執行に当たっては、市町村の意見を十分に反映し、事務負担の最小化を徹底したシンプルかつ効率的な仕組みとすること。
・更なる制度の具体化に向けて、費用の負担割合や国と地方の役割分担等について、地方三団体と検討スケジュールを早期に共有し、十分な時間的余裕を確保した上で、対等な立場で丁寧に協議を行うこと。
・国が前面に立って市町村を支援し、必要な情報を適時に示すとともに、十分な準備期間を確保すること。また、令和 11 年度の本格導入に向けた事務負担軽減策と工程表を明示し、着実に実施するとともに、特に同年４月の支給については、年度替わりの市町村の事務負担に十分配慮すること。
・国と地方の役割分担については、固定化することなく、「給付付き税額控除」の在るべき姿を見据えながら、国の役割を拡大する方向で、継続して丁寧に協議を行うこと。